

6月有料化をめざして 安城市レジ袋削減推進協議会発足

市内店舗、商工関係者、市民団体そして安城市は、レジ袋削減とマイバッグ運動の推進をめざして2月18日に、レジ袋削減推進協議会を発足しました。

昨年4月から大型店、商工関係者、市民団体など呼びかけ、3回にわたる懇談会を実施。さまざまな意見をうかがう中で、懇談会には参加していなかったスーパー、ドラッグストア、農協などにも呼びかけて規模を拡大し、レジ袋有料化も視野に入れた協議会を設立していくことで合意に至り、18日の発足となりました。

協議会には、市内の店舗約35店、商工関係・消費者団体・市民団体など約10団体が参加。今後は、平成21年3月31日(火)までに、各店舗がレジ袋辞退



率を50%以上にすることをめざし、さまざまな施策を探っていくとともに、6月25日(水)のレジ袋有料化をめざして検討を重ねていきます。

問い合わせ▼
環境都市推進課

ごみカレンダー などを配布

平成20年度版「ごみカレンダー」(今年4月～来年3月)と「ごみと資源の分け方・出し方」の小冊子を3月末までに配布します。

これを活用して正しい分別リサイクルやごみ減量20%にご協力ください。



問い合わせ▼環境保全課
(清掃事業所内)
☎76▽3053

推薦土産品を決定!

市観光協会では、2月14日に推薦土産品審査会を開催し、厳正な審査の結果、19業者52品目を安城にふさわしい土産品として選定しました。認定期間は平成20～21年度の2年間です。

推薦土産品には、認定シールをはり、「おみやげガイド」を発行します。ぜひ推薦土産品をお求めください。



土産品にはられるシール

問い合わせ▼
市観光協会事務局
(商工課内)



写真は平成17年4月～平成20年3月のものです。

第31回安城桜まつり

市観光協会では、恒例の桜まつりを行います。期間中はぼんぼりが立ち、夕暮れから夜10時まで夜桜も楽しめます。

●とき 3月22日(土)～4月13日(日)
※気候により変更あり。

園(日の出町)
●お願い ロープなどでの場所取りはご遠慮ください。
■写生大会
●とき 3月29日(土)・30日(日) 午前9時～午後4時
●ところ 安城公園
●対象 市内在住の小学生



(保護者同伴)
●賞 最優秀賞各学年1人・優秀賞各学年6人(賞状と賞品、参加賞あり)
●持ち物 画板、絵の具、クレヨンなど
※画用紙は会場配布。当日以前に安城公園の写生を行う場合は同協会(商工課内)で配布します。

■ミスセタを写す会
●とき 3月30日(日)午後1時～3時
●ところ 安城公園

■写真コンテスト
●内容 今年の安城桜まつりや安城の桜を撮影したもので、未発表の単写真
●サイズ 四切またはワイド四切
●賞 最優秀賞1人・優秀賞5人・入選10人・佳作15人(賞状と賞金)
●応募 4月18日(金)までに同協会(商工課内)へ

問い合わせ▼
市観光協会(商工課内)

Let's enjoy English! 外国人講師による英会話講座

●とき/内容 4月18日(金)～7月18日(金)の毎週金曜日(全12回)
※5月2日(金)・16日(金)を除く。
クラスI↓午後6時30分～7時30分/あいさつから始める基礎的な英会話 クラスII↓午後7時45分～8時45分/さらに積極的に会話を楽しみたい人向けの実用英会話

●ところ 市民会館講座室
●対象 市内在住・在勤の人(高校生以下を除く)
※過去3年間に5回以上受講した人を除く。過去に受講したことのない人を優先します。
●定員 各30人
●受講料 各4000円(市国際交流協会会員は3000円)
●申し込み 3月28日(金)クラスI↓午後6時、クラスII↓午後7時15分に市民会館視聴覚室で整理券を配布(配布開始から30分後に受け付け開始)
※受講料を添えて申し込みください。受け付け開

始時点で定員を超えた場合は抽せん。

●その他 同時に2人以上の申し込み不可。定員に満たなかった場合は、3月31日(月)以降に市民活動課で受け付け

問い合わせ▼
市国際交流協会
(市民活動課内)



児童扶養手当受給者は申請を

児童扶養手当は、手当の支給開始月の初日から起算して(※)5年を経過すると、手当の2分の1を支給停止することになっています。



しかし、左記①～⑥のいずれかに該当する場合は、必要書類を提出することで、減額されことなく支給することができます。

ただし、所得や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

※平成15年4月1日以前から受給している人は、平成15年4月1日から起算します。

●対象 手当の受給者が次のいずれかに該当する場合

- ①就業している
- ②求職活動など、自立を図るための活動をしている
- ③身体上または精神上的の障害がある
- ④負傷・疾病などにより就業することが困難である

- ⑤受給者が監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあり、介護する必要があるため就業することが困難である
 - ⑥①～⑤に該当しない場合でも、児童課で相談の上、求職活動などを行った場合、手続きを行わなかった人は支給停止月に到達した月から手当の2分の1が支給停止となります。
- 対象者には、申請に必要な書類を順次郵送します。内容を確認の上、期限までに必ず提出してください。

問い合わせ▼児童課

4月1日(火)開設 在宅介護支援センター南部

和泉町の養護老人ホーム内に、明祥中学校区をエリアとする「在宅介護支援センター南部」を開設します。これにより市内全中学校区に設置され、中央在宅介護支援センターとあわせて、9か所になりました。

在宅介護支援センターは、介護予防マネジメント、高齢者の総合的な相談・支援、実態把握などを業務内容としています。介護で困っている人、支援を必要としている人はぜひご相談ください。

- 中央在宅介護支援センター
↓赤松町大北78-4(社会福祉会館内)／☎77▽2945
- 在宅介護支援センター更生(南中学校区)↓安城町東広畔28(介護老人保健施設あおみ内)／☎77▽9948
- 在宅介護支援センター八千代(東山中学校区)↓東栄町1-10-1(八千代在宅ケアセンター内)／☎97▽1818
- 在宅介護支援センター松井(安祥中学校区)↓法連町8-1(安城老人保健施設内)／☎72▽5112

- 在宅介護支援センター安寿の郷(北中学校区)↓別郷町油石105(特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム内)／☎76▽6135
 - 在宅介護支援センター小川の里(桜井中学校区)↓小川町三ツ塚1-1(特別養護老人ホーム小川の里内)／☎73▽3535
 - 在宅介護支援センター八千代住吉(篠目中学校区)↓住吉町2-2-7(八千代病院内)／☎97▽8069
 - 在宅介護支援センターあんのん館(西中学校区)↓福釜町矢場88(特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)／☎71▽3173
 - 在宅介護支援センター南部(明祥中学校区)↓和泉町大北67-1(養護老人ホーム内)／☎92▽0189
- ※在宅介護支援センター南部の電話利用は、4月1日(火)からです。

問い合わせ▼高齢福祉課



活字文書読み上げ装置を窓口に設置
障害援護課の窓口に、活字文書読み上げ装置を設置しました。この装置は、音声コードのついてる紙の情報を読み上げます。この装置により、今まで「読む」ことしかできなかった紙の情報を「聞く」ことができます。予約不要、いつでも無料で利用できます。ぜひ一度体験してください。なお、3月中に市総合福祉センターにも設置する予定です。

- 対象 視覚障害者、高齢者など
- 問い合わせ 障害援護課



生涯学習情報誌

「あんてな春号」を発行



平成19年度に発行された「あんてな」

「あんてな」は、公民館などの講座やシルバークレッジ、イベント情報など、市内の生涯学習情報を集めた情報誌で、季節ごとに年4回発行します。「あんてな春号」は3月26日(火)ごろ、各家庭にお届けします。掲載内容は下記のとおりです。

- 内容
 - 特集記事「男の生涯学習事始め」
 - 公民館前期講座・市民企画講座・環境講座・市民ギャラリー講座
 - シルバークレッジ
 - コラム
 - 子ども情報
 - 年間講座一覧表

問い合わせ▼生涯学習課
(文化センター内)／☎76▽1515

安城市民大学聴講料を一部返金します

3月2日(木)の辛坊治郎氏講演の開演が遅れ、大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

同日午後1時30分の開演時刻に来場していたが、開演時間変更により聴講できなかった人は、聴講料の一部を返金します。生涯学習課(文化センター内)へお越しください。

- 持ち物 第5回目の聴講券または同日発行した再入場券および認印
- 返金期間 3月15日(木)～4月15日(火)午前9時～午後5時

※月曜日・3月21日(金)は休館。

問い合わせ▼生涯学習課
(文化センター内)／☎76▽1515

固定資産税のお知らせ

■平成20年度分の固定資産課税台帳の閲覧と証明書交付

●とき 4月1日(火)

●ところ 閲覧↓市税課(4月から資産税課)10番窓口
証明書↓同課(4月から市民税課)7番窓口

●閲覧手数料 1枚100円
※縦覧期間中は納税義務者が閲覧する場合のみ無料(証明書の交付を除く)。

●閲覧できる人 ①納税義務者とその同居親族 ②納税管理人 ③借地借家人など(契約にかかる資産のみで、該当する資産の賃貸借契約書の提示が必要)。

この場合は有料)↓同課7番窓口

●証明がとれる人 右記の①②③に該当する人、訴訟当事者など

●土地・家屋の価格など縦覧帳簿の縦覧
土地や家屋の固定資産税の納税者は、自分の土地や家屋の価格と市内の他の土地や家屋の価格を比較するため、無料で縦覧帳簿を縦覧することができます。

●とき 4月1日(火)～30日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

●ところ 同課10番窓口

●縦覧できる人 ①市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者とその同居親族 ②納税管理人

●縦覧帳簿の内容 土地↓所在、地番、地目、地積、当該年度の価格 家屋↓所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、当該年度の価格

※課税標準額は記載していません。

●注意事項 ①所有者の氏名、住所は縦覧帳簿に表示していません ②本人以外の評価内容や個人情報にかかわる質問にはお答えできません ③縦覧帳簿の複写や電話による縦覧内容の照会はできません

●本人確認をします
縦覧・閲覧・証明書の請求には、左記の公的身分証明書などの提示が必要です。

①来庁者が本人か同じ世帯の親族(※)の場合↓運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、国民年金手帳、健康保険

被保険者証などの身分証明書
※同じ世帯の親族でも、市外在住者の場合は委任状などが必要。

②①以外の場合↓委任状、代理権授与通知書など本人から委任を受けたことを証明する書類(法人の場合は、代表者印を押印したもの)と、①の身分証明書

●課税明細書の内容の確認を
課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月上旬に発送します。

この課税明細書は、翌年の確定申告にも使用できます。再発行はできませんのでご注意ください。明細書に不明な点、現状と異なる点がありましたら、お早めにご連絡ください。

●納期と納税通知書について
平成20年度の固定資産税と都市計画税の納税通知書を4月中旬に発送します。第1期の納期は4月16日(火)～4月30日(水)です。

問い合わせ▼市税課